

1.全体理念について

●地元との共存・共栄による洋上風力発電事業の実施。

⇒地元との共存・共栄の理念を理解したうえで、地元自治体と連携しつつ、地方創生に資する発電事業を確実に実施すること。

2.漁業との共存共栄のあり方について

●洋上風力発電の導入にあたっては、地域漁業者等の理解醸成や漁業との協調・共生が不可欠。

⇒海域を先行利用している漁業者の理解を得たうえで導入する際には、当該海域の漁業活性化に向けて、地域の漁業者や学識経験者、西海市と連携した協調・共生の取組を実施すること。

⇒発電事業開始前の建設工事から事業終了後の発電設備撤去後まで、地元漁業者や学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ漁業影響調査を実施すること。

3.地域経済への波及効果について

- 造船・プラント関連技術が集積する本県の強みを活かすとともに、海洋エネルギー関連産業の基幹産業化を期待。

⇒洋上風力発電事業に係る様々な工程において、製造業をはじめとする県内地場企業を積極的に活用すること。

4.洋上風力発電設備等の設置位置や建設について

- 当該海域では漁業が営まれているとともに既存構造物が設置されており、風力発電設備の設置位置や建設工事の手法によっては、影響を及ぼす可能性がある。

⇒設置位置の検討や建設工事等に当たっては、関係漁業者や既存構造物保有者、海上保安部等に事前に協議を行うこと。

5.発電事業の実施に当たって

- 風力発電設備周辺の安全を考慮し、海域利用に関する新たなルールを策定する必要がある。
⇒関係漁業者や船舶運航事業者、海上保安部等と事前に協議を行ったうえで、発電設備周辺の船舶の運航ルールを策定すること。

6.景観・環境等への配慮について

- 当該海域及び周辺においては哺乳類及び鳥類の行き交う海域であり、ハタ類、イセエビ等の海生生物の生息地でもある。
⇒環境影響評価法に基づき適切に調査を実施し、事業実施に伴う環境への影響を可能な限り低減すること。
- 江島周辺には世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が点在しており当該海域での洋上風力発電事業を進めるにあたって、世界遺産の価値への視覚的影響を懸念。
⇒事業の計画段階における「遺産影響評価」を実施すること。
※遺産影響評価報告書を県及び国を經由し、ユネスコへ提出する必要あり。